

入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成30年1月22日

経理責任者
独立行政法人国立病院機構宮城病院
院長 永野 功

1. 競争に付する事項

(1) 調達件名

感染性廃棄物及び産業廃棄物（廃プラスチック類及びガラスくず）処分業務

(2) 仕様等

別紙入札説明書及び仕様書による

(3) 契約期間

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

(4) 履行場所

独立行政法人国立病院機構宮城病院

(5) 入札方法

- ① 第一交渉権者の決定は、最低価格方式をもって行う。
- ② 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載すること。
- ③ 第一交渉権者の決定については、予定価格の範囲内の価格をもって入札したものを契約の交渉権者とし、その者が複数の場合は、入札金額に基づく交渉順位を付し、第一交渉権者を決定する。

(6) その他

- ① 契約は単価契約とする。
- ② 入札保証金及び契約保証金は免除とする。

2. 競争参加資格

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務細則第5条に規定される次の事項に該当する者は、特別な理由がある場合を除き、競争に参加する資格を有しない。

なお、未成年者、被補佐人または被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- ① 契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ④ 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第63号）第2条各号に掲げる者
- (2) 独立行政法人国立病院機構契約事務細則第6条に規定される次の事項に該当する者、又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者で、その事実があった後一定期間を経過していない者は、競争に参加する資格を有しない。なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間を適応する。
- ① 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を著しく害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - ③ 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ⑦ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者
 - ⑧ 前各号に類する行為を行なった者
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - ② 経営の状況または信用度が極度に悪化している者
- (4) 厚生労働省競争参加資格（全省統一規格）「役務の提供等」のうち、B、C又はD等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者。
 なお、競争参加資格を有しない申込者は速やかに資格審査申請を行い、入札書等の受領期限までに等級の格付けを受けること。
- (5) 特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）又は産業廃棄物（廃プラスチック類及びガラスくず）のいずれかにおける処分業の許可を得ていることを証明した者。
- (6) 環境配慮への取り組み状況等に関し入札説明書に掲げる入札適合条件を満たす者であること。

3. 入札書等の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
 - ① 提出場所
〒989-2202

宮城県亙理郡山元町高瀬字合戦原100番地
独立行政法人国立病院機構宮城病院 企画課

② 問い合わせ先

担当者：契約係 鈴木

電話：0223-37-1131

(2) 入札書等の受領期限

平成30年2月6日(火) 17時00分

(郵送する場合は受領期限までに必着のこと)

(3) 開札の日時及び場所

平成30年2月7日(水) 11時00分

独立行政法人国立病院機構宮城病院 大会議室

4. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

① 入札及び契約に必要な書類の書式は、それぞれ所定の書式により作成しなければならない。

② 本入札に参加を希望する者は、封印した入札書を、競争参加資格を有することを証明できる所定の書類と共に、3.(2)の入札書等の受領期限までに提出しなければならない。また、当該契約を履行できることを証明できる書類も同様とする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格の無い者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、当該落札決定を取り消す。

(4) 価格交渉権及び契約者の決定方法

本公告及び入札説明書に従い、書類・資料を添付した入札書を提出した入札者であって、本公告および入札説明書の競争参加資格および仕様書の要求、要件を全て満たし、入札金額が予定価格の範囲内である業者を第一交渉権者とし、その者と価格の交渉を行った上で契約価格の決定を行った業者を契約の相手方とする。

(5) その他

その他の事項の詳細は入札説明書、仕様書による。

業 務 仕 様 書
【感染性廃棄物処分業務】

1. 総 則

独立行政法人国立病院機構宮城病院の特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）について、受託者は感染性廃棄物の焼却施設に関する諸法律及び「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」、その他関係法令を遵守し、下記仕様にに基づき作業を実施するものとする。

2. 受託者の資格及び条件

受託者は次の資格及び条件を有することとする。

(1) 資 格

特別管理産業廃棄物処分業務許可者であること。

(2) 条 件

- ① 過去5年間において、医療機関での感染性廃棄物処分の受託実績を有し、問題なく受託業務を実施していること。
- ② 過去に罰金以上の刑に処せられた場合において、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から3年以上経過していること。
- ③ 関係法令に違反し行政処分の適用を受けた場合において、当該処分の原因を適正な状態に直してから1年以上経過していること。

3. 業務範囲

(1) 対象物

- ① 血液等
- ② 手術等に伴って発生する病理廃棄物
- ③ 血液等が付着した鋭利なもの
- ④ 病理微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの
- ⑤ その他血液等が付着したもの
- ⑥ 汚染物若しくはこれらが付着した又はそれらのおそれのあるもので、①～⑤に該当しないもの

(2) 処分方法及び内容

- ① 焼却、溶解、滅菌（及び破砕）、消毒（及び破砕）による中間処理。
- ② 最終処分事業所への搬入。
- ③ 埋立による最終処分の完了。

(3) 収集場所

独立行政法人国立病院機構宮城病院敷地内 廃棄物置場（別紙平面図参照）

(4) 事業所への搬入業者

- ① 名称及び代表者の氏名：
- ② 住所：
- ③ 許可都道府県・政令市：
- ④ 許可の有効期限：
- ⑤ 事業の区分：
- ⑥ 産業廃棄物の種類：
- ⑦ 許可の条件：
- ⑧ 許可番号：
- ⑨ 事業場の名称：

4. 許可証等

業務範囲は上記のとおりであり、これを実施するにあたり受託者の事業範囲を証するものとして委託者に対し許可証の写し等を提出するものとする。

なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に対し通知するとともに、変更後の許可証の写しを委託者に提出するものとする。

- ① 名称及び代表者の氏名：
- ② 住所：
- ③ 許可都道府県・政令市：
- ④ 許可の有効期限：
- ⑤ 事業の区分：
- ⑥ 産業廃棄物の種類：
- ⑦ 許可の条件：
- ⑧ 許可番号：
- ⑨ 事業場の名称：
- ⑩ 所在地：
- ⑪ 処分の方法：
- ⑫ 施設の処理能力：

5. 最終処分事業所の名称、所在地及び処理能力については以下のとおり。
 - (1) 最終処分事業所の名称：所在地：処分の方法；施設の処理能力：契約書に記載すること。
6. 検 収
検収は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により行う。
7. 焼却施設における廃棄物の取扱い
 - (1) 感染性廃棄物の受け入れにあたっては、廃棄物の種類、数量、性状、取扱い方法等を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を確認のうえ、容器の破損や内容物の漏洩等にも注意を払うこと。
なお、万が一、容器の破損や内容物の漏洩等が生じた際には、速やかに収集・運搬業者及び委託者と協議のうえ、消毒及び洗浄等必要な措置を講ずること。
 - (2) 廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器等の再利用は行わないこと。
 - (3) 容器に入った感染性廃棄物は、感染を防止する観点から他の容器に移し替えをしないこと。
 - (4) 事業所内に搬入された感染性廃棄物は、速やかに焼却すること。
なお、やむを得ず感染性廃棄物を保管する場合には、可能な限り少量とし、定められた保管場所で行うこと。
 - (5) 感染性廃棄物の保管場所には管理者を置くこと。
 - (6) 保管場所は以下の構造であること。
 - ① 保管場所が雨風にさらされず関係者以外の者が入ったり、野良犬、野良猫等が侵入できないよう建屋とすること。
 - ② 保管物を清潔に保ち、また廃液等が地下に浸透することがないように、床を設けるか舗装を施すこと。
 - ③ 常に洗浄が出来るよう水道栓等を設けること。
 - ④ 腐敗するおそれのある感染性廃棄物を取り扱う場合は、冷凍設備を設けること。
 - ⑤ 感染性廃棄物保管庫であることを表示すること。
 - (7) 処理残滓は必要に応じて、熱しゃく減量の測定、重金属の溶出試験などを行った後、速やかに処分すること。
8. 焼却施設における焼却炉の構造について
 - (1) 焼却炉の構造は、法令の技術基準によるほか、「ごみ焼却施設構造指針」及び「ダイオキシン類発生防止ガイドライン」を参照すること。
 - (2) 作業中の感染の危険性を避けるために、容器等のまま廃棄物を投入できる構造であること。
 - (3) 燃焼室は、焼却すべき廃棄物が燃焼室外へ落下するなど不完全な処理が発生しない構造であること。また、燃焼すべき廃棄物の滅菌性を確保し、産業廃棄物処理施設の技術上の基準を満足するために、燃焼温度850℃以上に保持し、かつ、焼却すべき廃棄物の炉内対流温度が、おき燃焼を含めて30分以上となる構造であること。
 - (4) 焼却炉は、未熟炭化水類及び病原体等の大気への飛散を防止するために、燃焼ガスが十分な燃焼空気と混合した状態で850℃以上の温度域に一秒以上滞留する構造であること。
また、燃焼炉運転立ち上げ時から燃焼ガスがこの温度条件で燃焼できるよう、必要な助燃装置を設けること。
 - (5) 変化に富む廃棄物に対処して適正な燃焼を確保するために、燃焼炉には炉内圧を検出して自動制御により適切な炉内圧を保てる構造とすること。
また、燃焼室への供給空気量を調節できる装置を設けること。さらに、炉内の必要箇所の温度を連続計測及び記録し、自動温度調節する機能を備えること。
 - (6) 焼却残滓の滅菌性を確保するために、焼却炉は、大型不燃物除いた焼却残滓の熱しゃく減量が10%以下となる構造であること。
また、焼却施設内に焼却残滓の熱しゃく減量測定するための電気炉及び天秤等を備えること。
 - (7) 焼却炉から排出されるばい煙について、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物及び一酸化炭素の濃度が関係法令により規定されている基準値以下となる構造であること。
なお、当該基準を満たすために、必要に応じて排ガス処理設備を備えることとする。また、当該基準は、大気汚染防止法の規正対象外の規模の焼却炉についても適用するものとする。
 - (8) 灰だし排水、湿気ガス洗浄排水などを、公共用水域あるいは下水に放流する場合は、その水質が水質汚濁防止法、下水道法、条例等の定める基準に適合するよう、必要な廃水処理設備を備えることとする。
9. 取り扱いに伴う注意事項
 - (1) 病原性に対する注意事項
感染性廃棄物の取り扱いにあたっては、病原体によって収集・運搬に従事する作業員の健康及び周囲の生活環境を損なうことがないように、十分に注意することとし、特に次の事項については注意すること。
 - ① 容器を破損したり汚損したりすることがないように、丁寧に扱うこと。
 - ② 感染性廃棄物は、容器等に収納したまま取り扱うこと。
 - (2) その他の危険性に対する注意
感染性廃棄物には、病原体を含むばかりでなく、有害化学物質や引火性物質などを含む場合もあ

るので、その取り扱いにあたっては、有害性引火性などについても十分に注意することとし、特に次の事項について注意すること。

- ① 廃棄物の含有及び組成を正確に把握すること。
- ② 火気の取り扱いに注意すること。

10. 安全対策

- (1) 感染性廃棄物を取り扱う作業員に対しては、安全に日常業務を遂行するため、並びに不測の事態が発生した場合に、迅速でかつ適切な措置を講ずることができるように、特に感染予防を中心として安全対策を講じておかなければならない。
- (2) 血液、体液等の混入又は付着したものは、感染の危険性のあるものとして、細心の注意を払い取り扱うこと。
- (3) 容器や梱包等の状態を常に把握し、廃棄物の流出及び飛散を防止すること。なお、流出又は飛散した場合には、速やかに感染場所の消毒及び洗浄を行い、委託者に連絡すること。
- (4) 感染性廃棄物を取り扱う作業員に対しては、常に健康状態を把握するとともに、最低年1回以上定期検診を行い、その際にHBs抗体値等の測定及び予防接種等を行うこと。
- (5) 感染性破棄物を取り扱う場合は、ゴム又はビニール製の手袋を着用すること。また、流出でのと。また、流出での手洗いを頻繁に行うとともに、常に作業場の清掃、消毒等を行うこと。

11. その他

- (1) 作業員の教育
感染性廃棄物の処分を行う作業員は、継続的に十分教育を受け、廃棄物の適正な処理に必要な知識及び技能を保持すること。
- (2) 処理に必要な情報の提供
甲は乙の求めに応じて以下の情報を乙に提供するものとする。
 - ① 感染性廃棄物の発生過程
 - ② 感染性廃棄物の性状及び荷姿
 - ③ 腐敗、揮発性等状の変化の関する事項
 - ④ 混合等により生ずる支障
 - ⑤ その他取扱いの注意事項
 - ⑥ 社団法人全国産業廃棄物連合会「廃棄物処理委託仕様書」の項目
 - ⑦ 社団法人全国産業廃棄物連合会「廃棄物物性・安全データシート」の項目

業 務 仕 様 書
【産業廃棄物（廃プラスチック類及びガラスくず）処分業務】

1. 総 則

独立行政法人国立病院機構宮城病院の産業廃棄物（廃プラスチック類及びガラスくず）について、受託者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他関係法令を遵守し、下記仕様に基づき作業を実施するものとする。

2. 受託者の資格及び条件

受託者は次の資格及び条件を有することとする。

(1) 資 格

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業務許可者であること。

(2) 条 件

- ① 過去5年間において、産業廃棄物処分の受託実績を有し、問題なく受託業務を実施していること。
- ② 過去に罰金以上の刑に処せられた場合において、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から3年以上経過していること。
- ③ 関係法令に違反し行政処分の適用を受けた場合において、当該処分の原因を適正な状態に直してから1年以上経過していること。

3. 業務範囲

(1) 対象物

- ① 廃プラスチック製品
- ② 薬瓶などの薬品が入っていたガラスくず

(2) 処分方法及び内容

- ① 焼却、溶解、破砕による中間処理。
- ② 最終処分事業所への搬入。
- ③ 埋立による最終処分の完了。

(3) 収集場所

独立行政法人国立病院機構宮城病院敷地内 廃棄物置場（別紙平面図参照）

(4) 事業所への搬入業者

- ① 名称及び代表者の氏名：
- ② 住所： 許可証のとおり
- ③ 許可都道府県・政令市：許可証のとおり
- ④ 許可の有効期限：許可証のとおり
- ⑤ 事業の区分：許可証のとおり
- ⑥ 産業廃棄物の種類：許可証のとおり
- ⑦ 許可の条件：許可証のとおり
- ⑧ 許可番号：許可証のとおり
- ⑨ 事業場の名称：許可証のとおり

4. 許可証等

業務範囲は上記のとおりであり、これを実施するにあたり受託者の事業範囲を証するものとして委託者に対し許可証の写し等を提出するものとする。

なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に対し通知するとともに、変更後の許可証の写しを委託者に提出するものとする。

- ① 名称及び代表者の氏名：
- ② 住所：
- ③ 許可都道府県・政令市：
- ④ 許可の有効期限：
- ⑤ 事業の区分：
- ⑥ 産業廃棄物の種類：
- ⑦ 許可の条件：
- ⑧ 許可番号：
- ⑨ 事業場の名称：
- ⑩ 所在地：
- ⑪ 処分の方法：
- ⑫ 施設の処理能力：

5. 最終処分事業所の名称、所在地及び処理能力については以下のとおり。
最終処分事業所の名称：所在地：処分の方法；施設の処理能力：
契約書に記載すること。
6. 検 収
検収は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により行う。
7. 焼却施設における廃棄物の取扱い
 - (1) 事業所内に搬入された産業廃棄物は、速やかに焼却すること。
なお、やむを得ず産業廃棄物を保管する場合には、可能な限り少量とし、定められた保管場所で行うこと。
 - (2) 産業廃棄物の保管場所には管理者を置くこと。
 - (3) 保管場所は以下の構造であること。
 - ① 保管場所が雨風にさらされず関係者以外の者が入ったり、野良犬、野良猫等が侵入できないよう建屋とすること。
 - ② 保管物を清潔に保ち、また廃液等が地下に浸透することがないように、床を設けるか舗装を施すこと。
 - ③ 常に洗浄が出来るよう水道栓等を設けること。
 - ④ 腐敗するおそれのある産業廃棄物を取り扱う場合は、冷凍設備を設けること。
8. 焼却施設における焼却炉の構造について
 - (1) 焼却炉の構造は、法令の技術基準によるほか、「ごみ焼却施設構造指針」及び「ダイオキシン類発生防止ガイドライン」を参照すること。
 - (2) 焼却炉から排出されるばい煙について、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物及び一酸化炭素の濃度が関係法令により規定されている基準値以下となる構造であること。
なお、当該基準を満たすために、必要に応じて排ガス処理設備を備えることとする。また、当該基準は、大気汚染防止法の規正対象外の規模の焼却炉についても適用するものとする。
 - (3) 灰だし排水、湿気ガス洗浄排水などを、公共用水域あるいは下水に放流する場合は、その水質が水質汚濁防止法、下水道法、条例等の定める基準に適合するよう、必要な廃水処理設備を備えることとする。
9. その他
 - (1) 作業員の教育
産業廃棄物の処分を行う作業員は、継続的に十分教育を受け、廃棄物の適正な処理に必要な知識及び技能を保持すること。
 - (2) 処理に必要な情報の提供
甲は乙の求めに応じて以下の情報を乙に提供するものとする。
 - ① 産業廃棄物の発生過程
 - ② 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - ③ 腐敗、揮発性等状の変化の関する事項
 - ④ 混合等のより生ずる支障
 - ⑤ その他取扱いの注意事項
 - ⑥ 社団法人全国産業廃棄物連合会「廃棄物処理委託仕様書」の項目
 - ⑦ 社団法人全国産業廃棄物連合会「廃棄物物性・安全データシート」の項目